

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	ごみ処理手数料及びし尿汲取手数料の減免																			
根拠法令(例規)及び条項	美唄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 15 条																			
法令(例規)番号	平成 3 年 3 月 26 日条例第 5 号																			
関 係 条 項	同条例第 14 条、同条例施行規則第 7 条																			
所 管 課 係 名	生活環境課環境係																			
審 査 基 準	同条例施行規則の別表で定める次の基準とする。																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>減免対象者</th> <th>減免額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ごみ処理手数料</td> <td>(1) 町内会、その他の団体及び事業所で、公共の場所の清掃奉仕活動を行い、回収した物を処理するとき。</td> <td>市長が別に定める額</td> </tr> <tr> <td>(2) 3 歳未満の幼児を養育する世帯</td> <td>市長が別に定める額</td> </tr> <tr> <td>(3) その他市長が特に認めた者</td> <td>市長が認めた額</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">し尿汲取手数料</td> <td>(1) 災害発生及び相当量の降雨に伴い便槽に大量の浸水が生じ支障を来し、市の災害対策本部又は市が現認した世帯</td> <td>1 災害 1 便槽につき 3001 に相当する額(その額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを 10 円に切り上げる。)</td> </tr> <tr> <td>(2) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)により生活扶助を現に受けている世帯</td> <td>汲取手数料の 30%の額(その額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを 10 円に切り上げる。)とし、1 世帯につき年 4 回を限度とする。</td> </tr> <tr> <td>(3) 市及び市が主催する行事等に参加する団体等</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>(4) その他市長が特に認めた者</td> <td>市長が認めた額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	減免対象者	減免額	ごみ処理手数料	(1) 町内会、その他の団体及び事業所で、公共の場所の清掃奉仕活動を行い、回収した物を処理するとき。	市長が別に定める額	(2) 3 歳未満の幼児を養育する世帯	市長が別に定める額	(3) その他市長が特に認めた者	市長が認めた額	し尿汲取手数料	(1) 災害発生及び相当量の降雨に伴い便槽に大量の浸水が生じ支障を来し、市の災害対策本部又は市が現認した世帯	1 災害 1 便槽につき 3001 に相当する額(その額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを 10 円に切り上げる。)	(2) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)により生活扶助を現に受けている世帯	汲取手数料の 30%の額(その額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを 10 円に切り上げる。)とし、1 世帯につき年 4 回を限度とする。	(3) 市及び市が主催する行事等に参加する団体等	全額	(4) その他市長が特に認めた者	市長が認めた額
区分	減免対象者	減免額																		
ごみ処理手数料	(1) 町内会、その他の団体及び事業所で、公共の場所の清掃奉仕活動を行い、回収した物を処理するとき。	市長が別に定める額																		
	(2) 3 歳未満の幼児を養育する世帯	市長が別に定める額																		
	(3) その他市長が特に認めた者	市長が認めた額																		
し尿汲取手数料	(1) 災害発生及び相当量の降雨に伴い便槽に大量の浸水が生じ支障を来し、市の災害対策本部又は市が現認した世帯	1 災害 1 便槽につき 3001 に相当する額(その額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを 10 円に切り上げる。)																		
	(2) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)により生活扶助を現に受けている世帯	汲取手数料の 30%の額(その額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを 10 円に切り上げる。)とし、1 世帯につき年 4 回を限度とする。																		
	(3) 市及び市が主催する行事等に参加する団体等	全額																		
	(4) その他市長が特に認めた者	市長が認めた額																		
審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの																			
標準処理期間	1 日																			

備	考	
---	---	--

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	一般廃棄物自己処理の許可
根拠法令(例規)及び条項	美唄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第 8 条
法令(例規)番号	昭和 47 年 3 月 31 日規則第 41 号
関 係 条 項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 3 条 美唄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 5 条第 2 項
所 管 課 係 名	生活環境課環境係
審 査 基 準	<p>【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令】 (一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)</p> <p>第三条 法第六条の二第二項の規定による一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。）の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 一般廃棄物の収集又は運搬に当たっては、次によること。 イ 収集又は運搬は、次のように行うこと。 （１） 一般廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。 （２） 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によつて生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。 ロ 一般廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。 ハ 運搬車、運搬容器及び運搬用パイプラインは、一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。 ニ 船舶を用いて一般廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、環境省令で定めるところにより、一般廃棄物の収集又は運搬の用に供する船舶である旨その他の事項をその船体の外側に見やすいように表示し、かつ、当該船舶に環境省令で定める書面を備え付けておくこと。 ホ 石綿が含まれている一般廃棄物であつて環境省令で定めるもの（以下「石綿含有一般廃棄物」という。）の収集又は運搬を行う場合には、石綿含有一般廃棄物が、破碎することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集し、又は運搬すること。 ヘ 一般廃棄物の積替えを行う場合には、次によること。 （１） 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、一般廃棄物の積替えの場所であることの表示がされている場所で行うこと。 （２） 積替えの場所から一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。 （３） 積替えの場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。</p>

ト 石綿含有一般廃棄物の積替えを行う場合には、積替えの場所には、石綿含有一般廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

チ 一般廃棄物の保管は、一般廃棄物の積替え（環境省令で定める基準に適合するものに限る。）を行う場合を除き、行つてはならないこと。

リ 一般廃棄物の保管を行う場合には、次によること。

（１） 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

（イ） 周囲に囲い（保管する一般廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあつては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。

（ロ） 環境省令で定めるところにより、見やすい箇所に一般廃棄物の積替えのための保管の場所である旨その他一般廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。

（２） 保管の場所から一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。

（イ） 一般廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。

（ロ） 屋外において一般廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、積み上げられた一般廃棄物の高さが環境省令で定める高さを超えないようにすること。

（ハ） その他必要な措置

（３） 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

ヌ 石綿含有一般廃棄物の保管を行う場合には、トの規定の例によること。

ル 法第六条第一項に規定する一般廃棄物処理計画（次号ニにおいて「一般廃棄物処理計画」という。）に基づき分別して収集するものとされる一般廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、その一般廃棄物の分別の区分に従つて収集し、又は運搬すること。

二 一般廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。）又は再生に当たつては、前号イ及びロの規定の例によるほか、次によること。

イ 一般廃棄物を焼却する場合には、環境省令で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により焼却すること。

ロ 一般廃棄物の熱分解（物を処分するために、燃焼を伴わずに加熱により分解することをいう。以下同じ。）を行う場合には、環境省令で定める構造を有する熱分解設備（熱分解により廃棄物を処理する設備をいう。以下同じ。）を用いて、環境大臣が定める方法により行うこと。

ハ 一般廃棄物の保管を行う場合には、前号リの規定の例によること。

ニ 一般廃棄物処理計画に基づき再生するために分別し、収集した一般廃棄物は、適正に再生するようにすること。

ホ し尿処理施設に係る汚泥を再生する場合には、環境大臣が定める方法により再生すること。

ヘ 特定家庭用機器一般廃棄物（特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）第二条第五項に規定する特定家庭用機器廃棄物のうち一般廃棄物をいう。次号トにおいて同じ。）の再生又は処分を行う場合には、環境大臣が定める方法により行うこと。

ト 石綿含有一般廃棄物の処分又は再生を行う場合には、次によること。

（１） 石綿含有一般廃棄物の保管を行う場合には、前号トの規定の例によること。

（２） 石綿含有一般廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として環境大臣が定める方法により行うこと。ただし、収集又は運搬のため必要な破碎又は切断であつて環境大臣が定める方法により行うものについては、この限りでない。

三 一般廃棄物の埋立処分に当たつては、第一号イ（ワに規定する場合にあつては、（１）を除く。）及びロの規定の例によるほか、次によること。

イ 埋立処分は、次のように行うこと。

（１） 地中にある空間を利用する処分の方法により行つてはならないこと。

（２） 周囲に囲いが設けられ、かつ、一般廃棄物の処分の場所であることの表示がされている場所で行うこと。

ロ 一般廃棄物（ヌ（２）に規定する水銀処理物を除く。）の埋立処分を行う場合には、埋立処分の場所（以下「埋立地」という。）からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な環境省令で定める設備の設置その他の環境省令で定める措置を講ずること。ただし、公共の水域及び地下水を汚染するおそれがないものとして環境省令で定める場合は、この限りでない。

ハ 埋め立てる一般廃棄物（熱しやく減量十五パーセント以下に焼却したものを除く。）の一層の厚さは、おおむね三メートル以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土砂でおおむね五十センチメートル覆うこと。ただし、埋立地の面積が一万平方メートル以下又は埋立容量が五万立方メートル以下の埋立処分（以下「小規模埋立処分」という。）を行う場合は、この限りでない。

ニ 埋立地には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

ホ 埋立処分を終了する場合には、ハによるほか、生活環境の保全上支障が生じないように当該埋立地の表面を土砂で覆うこと。

ヘ 浄化槽（浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第二条第一号に規定する浄化槽（同法第三条の二第二項又は浄化槽法の一部を改正する法律（平成十二年法律第百六号）附則第二条の規定により浄化槽とみなされたものを含む。）をいう。以下同じ。）に係る汚泥及びし尿の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、次のいずれかによること。

（１） し尿処理施設（浄化槽を除く。以下同じ。）において焼却し、又は熱分解を行うこと。

（２） し尿処理施設において処理（焼却すること及び熱分解を行うことを除く。）

(3)において同じ。)し、当該処理により生じた汚泥を含水率八十五パーセント以下にすること。

(3) し尿処理施設において処理し、当該処理により生じた汚泥を焼却設備を用いて焼却し、又は熱分解設備を用いて熱分解を行うこと。

ト 特定家庭用機器一般廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、前号への規定により再生し、又は処分すること。

チ 石綿含有一般廃棄物の埋立処分を行う場合には、次によること。

(1) 最終処分場(第五条第二項に規定する一般廃棄物の最終処分場に限る。)のうちの一定の場所において、かつ、当該石綿含有一般廃棄物が分散しないように行うこと。

(2) 埋め立てる石綿含有一般廃棄物が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。

リ 石綿含有一般廃棄物を前号トの規定により処分し、又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める基準に適合するものにする。

ヌ 水銀処理物(第一条第一号の二に掲げる廃棄物を処分するために処理したものの(同条第一号の三の環境省令で定める基準に適合するものに限る。))をいう。(2)及び(3)において同じ。)の埋立処分を行う場合には、次によること。

(1) 水面埋立処分を行ってはならないこと。

(2) 水銀処理物(水銀の溶出についての基準であつて環境省令で定めるものに適合しないものに限る。)の埋立処分を行う場合には、公共の水域及び地下水と遮断されている場所で行うこと。

(3) 水銀処理物((2)に規定するものを除く。)の埋立処分を行う場合には、口によるほか、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように環境省令で定める必要な措置を講ずること。

ル 第一条第二号又は第三号に掲げる廃棄物を第四条の二第二号ロの規定により処分し、又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める基準に適合するものにする。

ヲ 感染性一般廃棄物を第四条の二第二号ハの規定により処分し、又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める基準に適合するものにする。

ワ ばいじん(集じん施設によつて集められたものに限る。以下この号において同じ。)若しくは燃え殻又はばいじん若しくは燃え殻を処分するために処理したものの(以下この号において「ばいじん等」という。)の埋立処分を行う場合には、イからホまでによるほか、次によること。

(1) ばいじん等が大気中に飛散しないように、あらかじめ、水分を添加し、固型化し、こん包する等必要な措置を講ずること。

(2) 運搬車に付着したばいじん等が飛散しないように、当該運搬車を洗浄する等必要な措置を講ずること。

(3) 埋め立てるばいじん等が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。

		四 一般廃棄物は、海洋投入処分を行ってはならないこと。
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
	標準処理期間	1日
	備考	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日更作成)

処 分 名	使用する墓地の位置・面積の決定
根拠法令(例規)及び条項	墓地使用並びに使用料に関する条例第 2 条第 1 項
法令(例規)番号	昭和 23 年 9 月 1 日条例第 37 号
関 係 条 項	同条例第 2 条第 2 項及び第 3 項、同条例施行規則第 1 条及び第 2 条
所 管 課 係 名	生活環境課環境係
審 査 基 準	<p>1 市内に住所を有する者。</p> <p>2 墓地を使用しようとする者は、次により使用料を前納しなければならない。3.3 平方メートルにつき 20,000 円</p> <p>3 墓地の貸出しは 1 人につき、1 区画とする。 ただし、市長が特に認めた場合はこの限りではない。</p>
	<p>審査基準未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
標 準 処 理 期 間	1 日
備 考	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	ごみ処理・し尿汲取り手数料の減免																			
根拠法令(例規)及び条項	美唄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 14 条																			
法令(例規)番号																				
関 係 条 項	同条例第 13 条、同条例施行規則第 7 条																			
所 管 課 係 名	生活環境課環境係																			
審 査 基 準	基 準	<p>同条例施行規則の別表で定める次の基準とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>減 免 対 象 者</th> <th>減 免 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ごみ処理施設 使用料</td> <td>(1) 市及び市が主催する行事等に参加する団体</td> <td>全 額</td> </tr> <tr> <td>(2) その他市長が特に認めた者</td> <td>市長が認めた額</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	減 免 対 象 者	減 免 額	ごみ処理施設 使用料	(1) 市及び市が主催する行事等に参加する団体	全 額	(2) その他市長が特に認めた者	市長が認めた額										
	区 分	減 免 対 象 者	減 免 額																	
	ごみ処理施設 使用料	(1) 市及び市が主催する行事等に参加する団体	全 額																	
(2) その他市長が特に認めた者		市長が認めた額																		
別表(第7条関係)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>減免対象者</th> <th>減免額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ごみ処理手数料</td> <td>(1) 町内会、その他の団体及び事業所で、公共の場所の清掃奉仕活動を行い、回収した物を処理するとき。</td> <td>市長が別に定める額</td> </tr> <tr> <td>(2) 3歳未満の幼児を養育する世帯</td> <td>市長が別に定める額</td> </tr> <tr> <td>(3) その他市長が特に認めた者</td> <td>市長が認めた額</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">し尿汲取り手数料</td> <td>(1) 災害発生及び相当量の降雨に伴い便槽に大量の浸水が生じ支障を来し、市の災害対策本部又は市が現認した世帯</td> <td>1災害1便槽につき300lに相当する額(その額に10円未満の端数が生じたときは、これを10円に切り上げる。)</td> </tr> <tr> <td>(2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)により生活扶助を現に受けている世帯</td> <td>汲取手数料の30%の額(その額に10円未満の端数が生じたときは、これを10円に切り上げる。)とし、1世帯につき年4回を限度とする。</td> </tr> <tr> <td>(3) 市及び市が主催する行事等に参加する団体等</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>(4) その他市長が特に認めた者</td> <td>市長が認めた額</td> </tr> </tbody> </table> <p>【生活保護法(昭和25年法律第144号)】</p>	区 分	減免対象者	減免額	ごみ処理手数料	(1) 町内会、その他の団体及び事業所で、公共の場所の清掃奉仕活動を行い、回収した物を処理するとき。	市長が別に定める額	(2) 3歳未満の幼児を養育する世帯	市長が別に定める額	(3) その他市長が特に認めた者	市長が認めた額	し尿汲取り手数料	(1) 災害発生及び相当量の降雨に伴い便槽に大量の浸水が生じ支障を来し、市の災害対策本部又は市が現認した世帯	1災害1便槽につき300lに相当する額(その額に10円未満の端数が生じたときは、これを10円に切り上げる。)	(2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)により生活扶助を現に受けている世帯	汲取手数料の30%の額(その額に10円未満の端数が生じたときは、これを10円に切り上げる。)とし、1世帯につき年4回を限度とする。	(3) 市及び市が主催する行事等に参加する団体等	全額	(4) その他市長が特に認めた者	市長が認めた額
区 分	減免対象者	減免額																		
ごみ処理手数料	(1) 町内会、その他の団体及び事業所で、公共の場所の清掃奉仕活動を行い、回収した物を処理するとき。	市長が別に定める額																		
	(2) 3歳未満の幼児を養育する世帯	市長が別に定める額																		
	(3) その他市長が特に認めた者	市長が認めた額																		
し尿汲取り手数料	(1) 災害発生及び相当量の降雨に伴い便槽に大量の浸水が生じ支障を来し、市の災害対策本部又は市が現認した世帯	1災害1便槽につき300lに相当する額(その額に10円未満の端数が生じたときは、これを10円に切り上げる。)																		
	(2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)により生活扶助を現に受けている世帯	汲取手数料の30%の額(その額に10円未満の端数が生じたときは、これを10円に切り上げる。)とし、1世帯につき年4回を限度とする。																		
	(3) 市及び市が主催する行事等に参加する団体等	全額																		
	(4) その他市長が特に認めた者	市長が認めた額																		
審査基準未設定理由	<p>㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>																			
標準処理期間	1 日																			
備 考																				

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	使用料の免除
根拠法令(例規)及び条項	墓地の使用並びに使用料に関する条例第 5 条
法令(例規)番号	昭和 23 年 9 月 1 日条例第 37 号
関 係 条 項	
所 管 課 係 名	生活環境課環境係
審 査 基 準	第 5 条 公の救助を受けるもの、若しくは貧困のため墓地使用料納付の資力のない者は、市長においてこれを免除することができる。
	審査基準未設定理由 ㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間	1 日
備 考	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	市営バス使用料の減免
根拠法令(例規)及び条項	美唄市営バス運行条例第 3 条
法令(例規)番号	平成 14 年 3 月 25 日条例第 9 号
関 係 条 項	同条例施行規則第 13 条
所 管 課 係 名	生活環境課生活交通係
審 査 基 準	<p>1 使用料の減免は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 1 歳未満は無料とし、1 歳以上 6 歳未満の幼児は保護者 1 人につき、1 人まで無料とする。</p> <p>(2) 身体障害者は、身体者旅客者旅客運賃割引規則（昭和 62 年北海道旅客鉄道株式会社公告第 4 号）の例による。</p> <p>(3) 精神薄弱者（療育手帳を有する者）は半額とし、その介護者は無料とする。</p> <p>(4) 前 3 号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めたときは、使用料を減免することができる。</p> <p>2 「市長が特に認めたとき」とは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国・地方公共団体その他の公共団体が公用又は公共用で使用するとき。</p>
	<p>審査基準未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
標準処理期間	1 日
備 考	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	墓地使用権の移転の許可
根拠法令(例規)及び条項	墓地使用並びに使用料に関する条例第 4 条
法令(例規)番号	昭和 23 年 9 月 1 日条例第 37 号
関 係 条 項	同条例第 2 条、同条例施行規則第 2 条第 2 項及び第 3 項
所 管 課 係 名	生活環境課環境係
審 査 基 準	<p>【墓地使用並びに使用料に関する条例】</p> <p>第 2 条 墓地を使用しようとする者は、市長に申出で、その位置番号及び面積を定め次により使用料を前納しなければならない。</p> <p>3.3 平方メートルにつき 20,000 円</p> <p>2 市内に住所を有しない者で、墓地を使用しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。この場合においては、市内に居住する代理人を定めて、この条例に定める義務を履行せしめなければならない。</p> <p>3 墓地の使用者にして、市外に転住したる場合も前項に準ずる。</p> <p>第 4 条 特別の事情により墓地使用権を移転しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。この場合においては、譲渡人は、名義書換手数料として、第 2 条の使用料の区別に準じ、その 3 分の 1 を納付しなければならない。</p> <p>[第 2 条]</p> <p>【墓地使用並びに使用料に関する条例施行規則】</p> <p>(代理人)</p> <p>第 2 条 条例第 2 条第 2 項に規定する「代理人」とは、墓地を使用しようとする者と親族関係にある者でなければならない。</p> <p>[条例第 2 条第 2 項]</p> <p>2 市長は、代理人の認定について必要があるときは、親族関係を証する書類の提出を求めることができる。</p> <p>3 条例第 2 条第 3 項の規定で準ずる条例第 2 条第 2 項に規定する「代理人」とは、親族関係の有無を問わないものとする。</p>
	審査基準未設定理由
標準処理期間	1 日
備 考	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	市外居住者の墓地の使用の許可
根拠法令(例規)及び条項	墓地使用並びに使用料に関する条例第 2 条第 2 項
法令(例規)番号	昭和 23 年 9 月 1 日条例第 37 号
関 係 条 項	同条例施行規則第 2 条第 1 項及び第 2 項
所 管 課 係 名	生活環境課環境係
審 査 基 準	<p>【墓地使用並びに使用料に関する条例】</p> <p>第 2 条 墓地を使用しようとする者は、市長に申出で、その位置番号及び面積を定め次により使用料を前納しなければならない。</p> <p>3.3 平方メートルにつき 20,000 円</p> <p>2 市内に住所を有しない者で、墓地を使用しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。この場合においては、市内に居住する代理人を定めて、この条例に定める義務を履行せしめなければならない。</p> <p>3 墓地の使用者にして、市外に転住したる場合も前項に準ずる。</p> <p>【墓地使用並びに使用料に関する条例施行規則】</p> <p>(代理人)</p> <p>第 2 条 条例第 2 条第 2 項に規定する「代理人」とは、墓地を使用しようとする者と親族関係にある者でなければならない。</p> <p>[条例第 2 条第 2 項]</p> <p>2 市長は、代理人の認定について必要があるときは、親族関係を証する書類の提出を求めることができる。</p> <p>3 条例第 2 条第 3 項の規定で準ずる条例第 2 条第 2 項に規定する「代理人」とは、親族関係の有無を問わないものとする。</p> <p>[条例第 2 条第 3 項] [条例第 2 条第 2 項]</p>
	審査基準未設定理由
標準処理期間	1 日
備 考	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	市外転居者の墓地使用の許可
根拠法令(例規)及び条項	墓地使用並びに使用料に関する条例第 2 条第 3 項
法令(例規)番号	平成 23 年 9 月 1 日条例第 37 号
関 係 条 項	同条例施行規則第 2 条第 2 項、第 3 項
所 管 課 係 名	生活環境課環境係
審 査 基 準	<p>【墓地使用並びに使用料に関する条例】</p> <p>第 2 条 墓地を使用しようとする者は、市長に申出で、その位置番号及び面積を定め次により使用料を前納しなければならない。</p> <p>3.3 平方メートルにつき 20,000 円</p> <p>2 市内に住所を有しない者で、墓地を使用しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。この場合においては、市内に居住する代理人を定めて、この条例に定める義務を履行せしめなければならない。</p> <p>3 墓地の使用者にして、市外に転住したる場合も前項に準ずる。</p> <p>【墓地使用並びに使用料に関する条例施行規則】</p> <p>(代理人)</p> <p>第 2 条 条例第 2 条第 2 項に規定する「代理人」とは、墓地を使用しようとする者と親族関係にある者でなければならない。</p> <p>[条例第 2 条第 2 項]</p> <p>2 市長は、代理人の認定について必要があるときは、親族関係を証する書類の提出を求めることができる。</p> <p>3 条例第 2 条第 3 項の規定で準ずる条例第 2 条第 2 項に規定する「代理人」とは、親族関係の有無を問わないものとする。</p> <p>[条例第 2 条第 3 項] [条例第 2 条第 2 項]</p>
	審査基準未設定理由
標準処理期間	1 日
備 考	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	火葬場使用料の減免
根拠法令(例規)及び条項	美唄市火葬場条例第 5 条
法令(例規)番号	平成 14 年 3 月 25 日条例第 8 号
関 係 条 項	災害対策基本法第 2 条、美唄市火葬場条例施行規則第 5 条
所 管 課 係 名	生活環境課環境係
審 査 基 準	<p>災害対策基本法第 2 条で定める基準とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
標 準 処 理 期 間	1 日
備 考	